

日本語教育の質の維持向上について



Japanese Language Education

令和5年8月8日
文化庁国語課

日本語教育機関及び日本語教師に関する現状・課題・方向性

現状

- 国内の日本語学習者数は約28万人(R1)過去最高
- 日本語学習者 (H22:約16.8万→R1:28万人) 増加
- 日本語教育実施機関数(H22:約1800→R1:2500)増加
- 日本語教師数 (H22:約3.3万→R1:4.6万人) 近年横ばい

国内の日本語学習者数/教育機関・施設等数/日本語教師数の推移



課題

【共通課題】(留学生、就労者、生活者)

日本語教育の環境整備が喫緊の課題

- ・ **教育の質の確保のための仕組みが不十分**
- ・ 学習者、自治体、企業等が日本語教育機関選択の際、**教育水準等について正確・必要な情報を得ることが困難**
- ・ **専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分**
- ・ **地域によって教育機関や養成機関が十分に整備されていない状況**
- ・ **全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備の更なる充実が必要**

方向性

- ◆ **新たな法案検討**：学習ニーズに対応した①**質が確保された「認定日本語教育機関」**、②**日本語教師の資格化に関する法整備**
- ◆ **制度実現に向けた取組推進**：希望する学習者、企業、自治体等に向けて、**文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等推進**

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度【第二条関係】

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等【第二条・第五条関係】

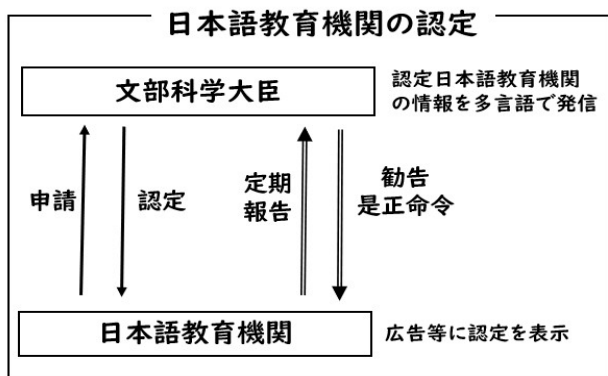
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置【第十一条・第十二条関係】

- 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。
※認定基準に関する法務大臣への協議【第十五条関係】、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力【第十六条関係】を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。【第十七条関係】
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。【第二十二条・第二十八条関係】
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。【第二十三条関係】



協議

法務大臣

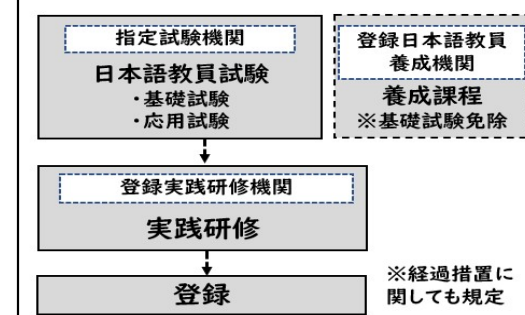
※認定基準(省令)の協議

協力

法務大臣その他
関係行政機関の長

※認定機関における日本語教育の
適正かつ確実な実施を図るため、
相互に連携を図りながら協力

登録日本語教員



施行期日

令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

【参考】日本語教育機関認定法の審議会等について（案）

- ◆ 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」では、第15条において、下記の場合は、政令で定める審議会等の意見を聴くこととなっている。
 - ・日本語教育機関の認定基準を制定・改廃する場合
 - ・日本語教育機関を認定するとき又は認定を取り消すとき
 - ・認定日本語教育機関への勧告又は命令をするとき
- ◆ 上記の政令で定める審議会等については、教育機関の認定等に関する専門的知見が必要になるとともに、本法の所管が文部科学省へ移管されることも踏まえ、中央教育審議会とすることを想定。

【参考1】審議会等に関する規定

○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）

第十五条 文部科学大臣は、第二条第三項第二号の文部科学省令を制定し、又は改廃するときは、あらかじめ、法務大臣に協議するとともに、審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

2 前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、文部科学大臣は、あらかじめ、同項の政令で定める審議会等の意見を聴くものとする。

- 一 認定をするとき又は前条第二項の規定により認定を取り消すとき。
- 二 第十二条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令をするとき。

【参考2】日本語教育機関認定法の所管に関する規定

○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律

附則第6条 第六条 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「、第三十六号」を削る。

○文部科学省設置法（平成11年法律第96号）

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十六 外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

（所掌事務）

第十九条 文化庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第三号、第五号、第三十号、第三十二号（博物館に係るものに限る。）、第三十三号（博物館に係るものに限る。）、第三十六号、第三十八号、第三十九号、第七十七号から第八十七号まで、第八十八号（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）、第八十九号及び第九十一号から第九十五号までに掲げる事務並びに学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務をつかさどる

認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像（イメージ）

- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。

登録日本語教員



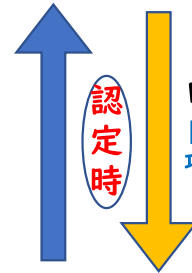
日本語教育機関



審査・認定 【第二条第一項～第四項】

- <認定基準>
- ・教職員体制（登録日本語教員の配置を含む）
 - ・施設設備
 - ・課程の編成、実施方法
 - ・生徒支援体制 等
- ※具体は省令等で検討

日本語教育課程
を担当【第七条】



申請
【第二条第一項～第四項】

認定時

段階的に
勧告
→命令
→取消し
【第十二条・第十四条第一項】



自己点検評価
【第八条第一項】

認定後

定期報告
【第九条第一項】
変更届出
【第六条第一項】



機関の基本的な情報をインターネット等により多言語で公表【第二条第五項】
変更届出・定期報告の概要をインターネット等により多言語で公表【第六条第二項・第九条第二項】

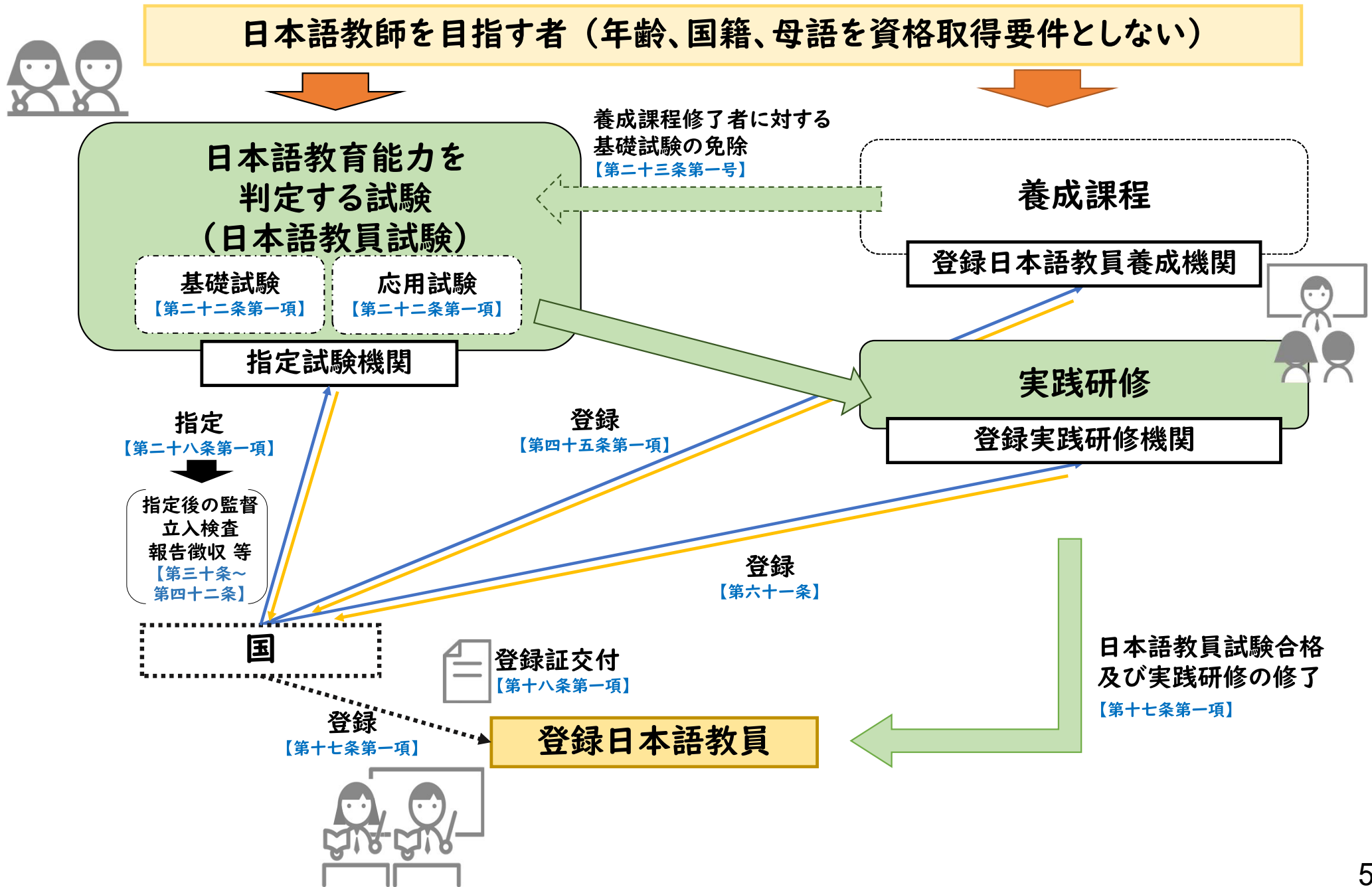


学習環境に
関する情報公表、
自己点検評価の
結果公表
【第三条・第八条第二項】

社会（日本語学習を希望する外国人、生徒、地域、海外等）

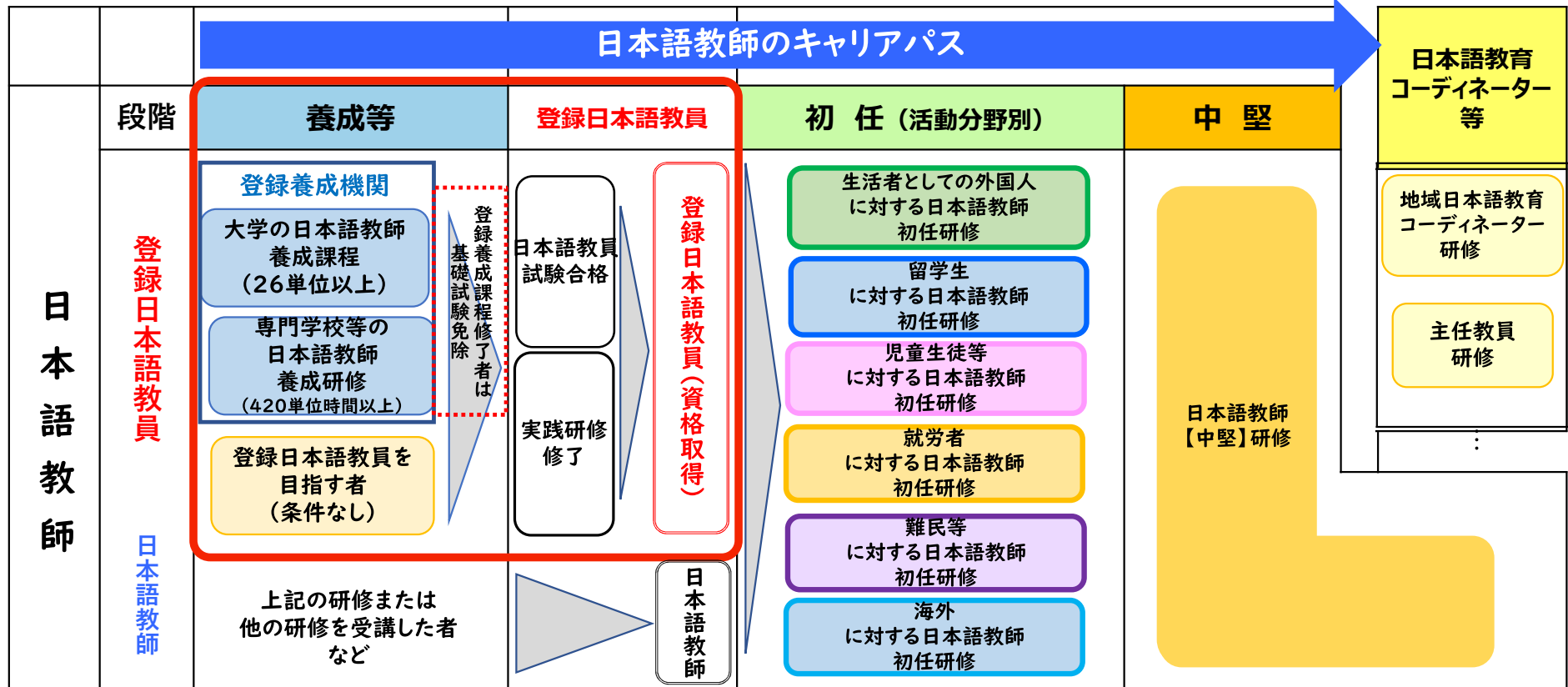
認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度（イメージ）

認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。



新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ

- 日本語教師がキャリア形成を描けるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修などの仕組みを構築
- あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者（ボランティアなど）の育成・確保を推進

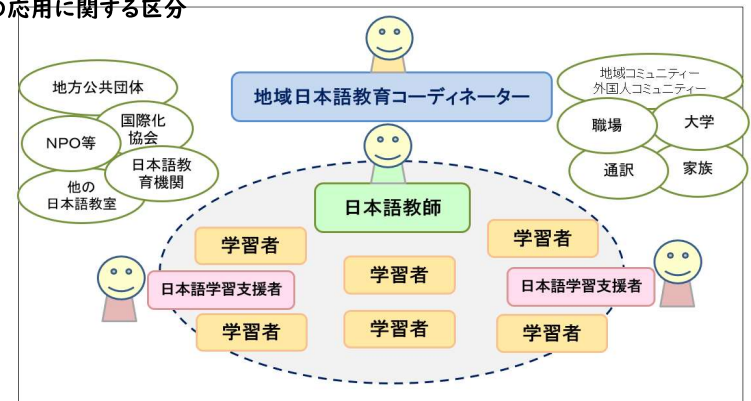


※基礎試験：日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分、応用試験：日本語教育に必要な知識及び技能の応用に関する区分

日本語教育人材	日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
	日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
	日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者(ボランティアとして参加)

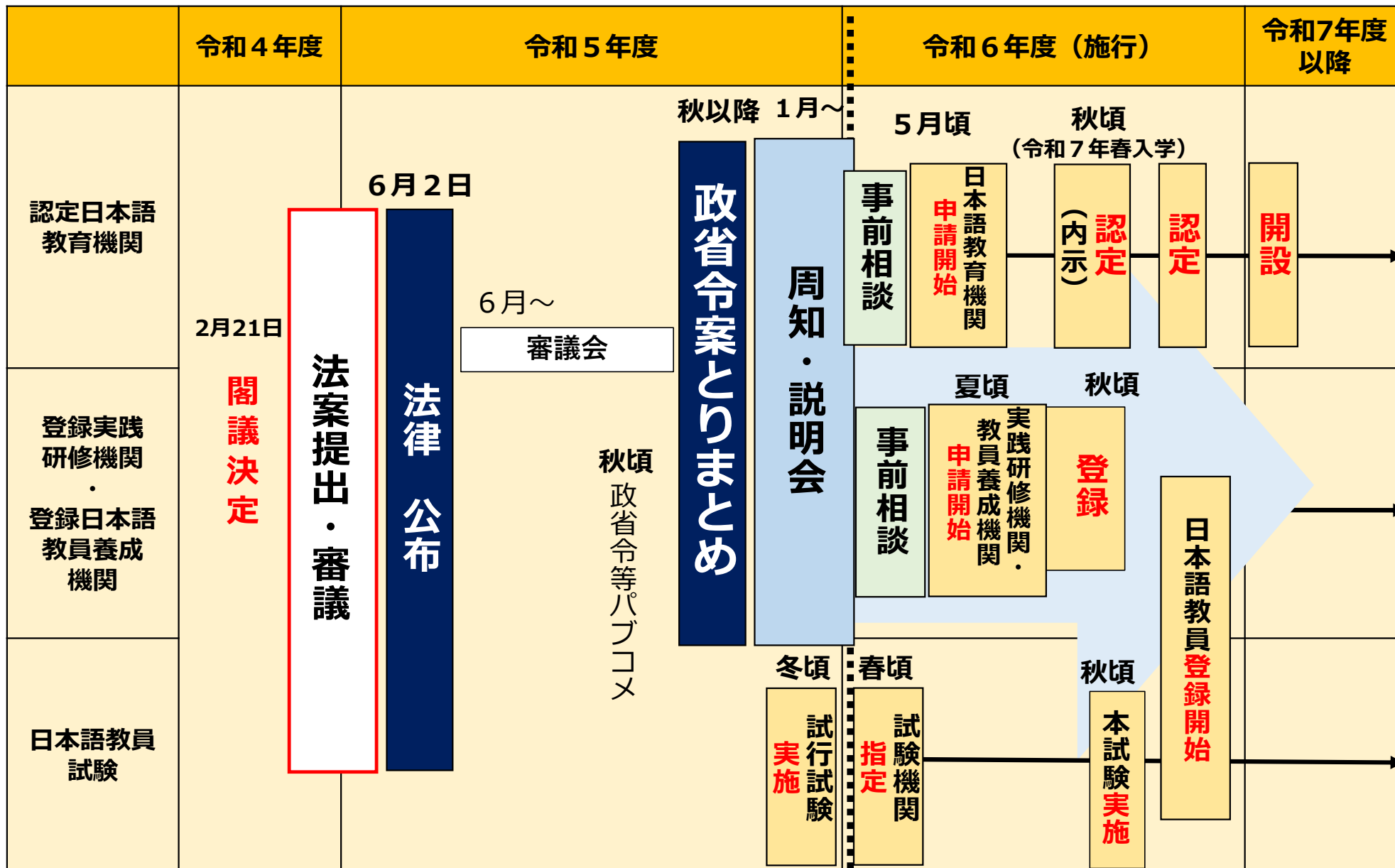
日本語学習支援者は、○コーディネータや日本語教師と共に、日本語教育の現場に参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。

○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。



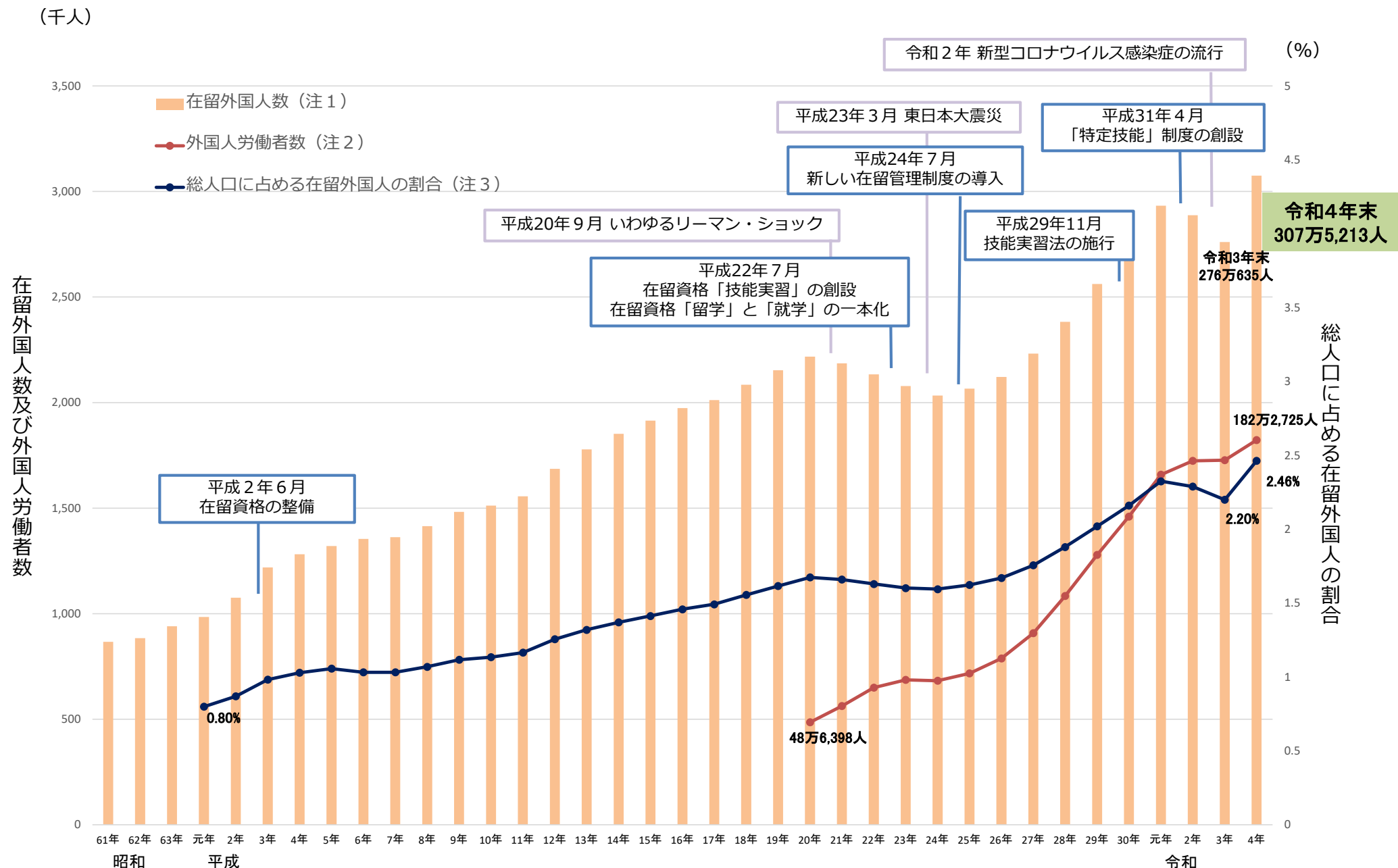
日本語教育機関認定法 今後のスケジュール案（検討中）

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定制度、登録日本語教員の制度について、下記のとおり進めることを予定。



参考

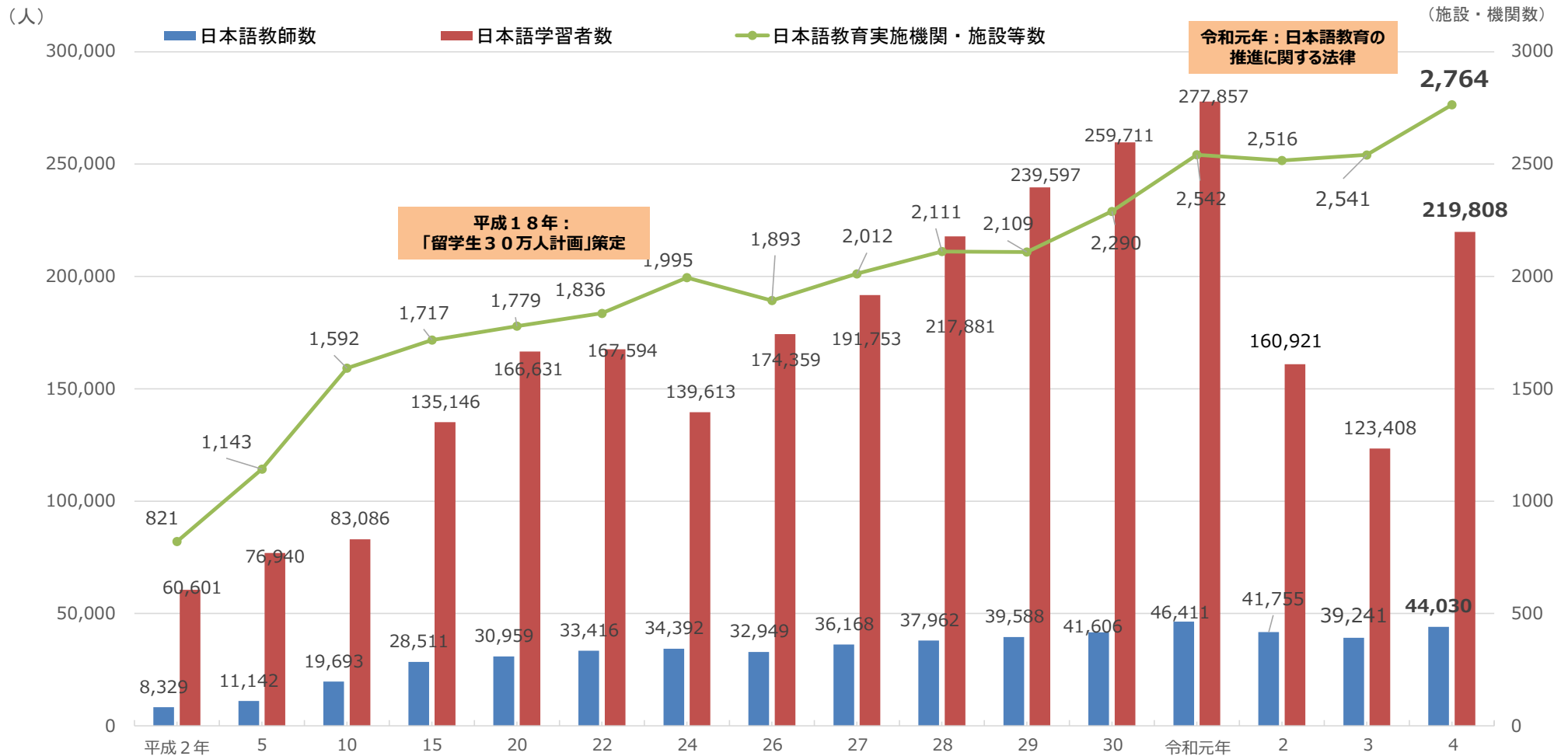
在留外国人数及び外国人労働者数の推移



(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。
 (注2) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)
 (注3) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

国内の日本語学習者数／教育機関・施設数／日本語教師等の推移

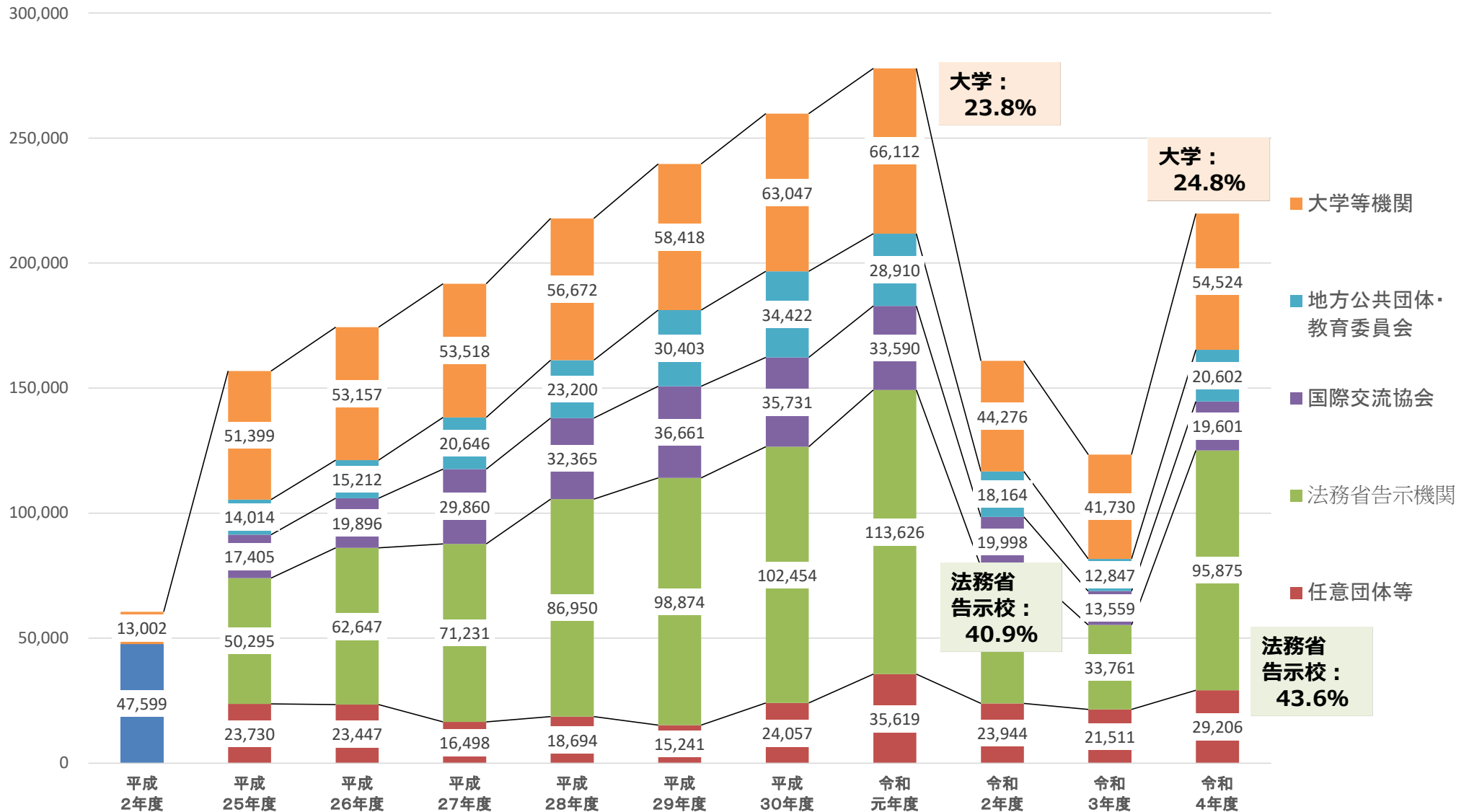
- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は一時的に減少したが、令和4年度には約22万人まで増加しており、今後更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数は増加傾向にあるが、(H22：16.8万→R1：27.8万)、日本語教師数は緩やかに増加(H22：3.3万→R1：4.6万人)している。



※ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」(各年11月1日現在)

国内の日本語学習者数の推移

○令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大による制限により大幅に減少していたが、令和4年度は大幅に学習者数増加。令和4年度は、大学等24.8%、法務省告示校43.6%、地方公共団体等9.4%、国際交流協会8.9%、任意団体等13.3%であった。



主体別日本語教育実施機関数／教師数／学習者数の内訳（令和4年度）

令和4年度日本語教育実態調査より抜粋。調査票を送付し、回答があった機関のみを集計しているため、全数ではないことに注意が必要。

	日本語機関等数	日本語教師等数	日本語学習者数
法務省告示機関	697(25.2%)	12,702(28.8%)	95,875 (43.6%)
大学等機関	547(19.8%)	4,405(10.0%)	54,524 (24.8%)
国際交流協会	350(12.7%)	8,682(19.7%)	19,601 (8.9%)
地方公共団体	304(11.0%)	5,555(12.6%)	13,092 (6.0%)
教育委員会	218(7.9%)	2,733(6.2%)	7,510 (3.4%)
任意団体	512(18.5%)	5,867(13.3%)	12,256 (5.6%)
その他	136(4.9%)	4,086(9.3%)	16,950 (7.7%)
合計	2,764	44,030	219,808

- ・ボランティア 49.0%
- ・非常勤による者 36.1%
- ・常勤による者 14.9%

出典：文化庁「令和4年度日本語教育実態調査」

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- | | | |
|---------|-------------------|-------------|
| ・ 国の責務 | ・ 地方公共団体の責務(努力義務) | ・ 事業主の責務 |
| ・ 連携の強化 | ・ 法制上、財政上の措置等 | ・ 資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・ **文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。**
- ・ 地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・ 外国人等である**幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・ **外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・ 外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・ **難民**に対する日本語教育
- ・ **地域における日本語教育**
- ・ 日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・ 日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上（20条）
- ・ **日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等（21条）**
- ・ 教育課程の編成に係る指針の策定等（22条）
- ・ 日本語能力の適切な評価方法の開発（23条）

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・ **海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・ **在留邦人の子等**に対する日本語教育

■ 新たな日本語教育法案の検討に関する条文

- ・ **第21条** ...（略）...国内における日本語教師（略）の資格の整備、...その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ・ **附則第2条** 国は、...（略）...日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（略）に関する制度の整備について検討

- ・ 地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・ 政府は、**関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議**を設ける。
- ・ **関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・ 地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 **日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方**
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

（令和元年6月28日公布・施行）

文化庁の日本語教育施策

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月:閣議決定)に基づき、次のような取組を推進。

<日本語教育の内容・方法等の充実>

「日本語教育の参照枠」の策定・普及

- ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考に我が国初の日本語教育の内容や方法・評価等に関する共通の指標（いわば物差し）、包括的な枠組みを策定（R3.10）
（尺度A1～C2）
- 「生活」「就労」「留学」分野別活用事例を含む教育現場で活用するための手引の作成（R4.2）
- 生活者としての外国人に対する日本語教育の内容をレベル・活動別に示した「生活Can do」の作成（R5.3～）
- 「生活」「就労」「留学」分野別日本語教育モデルの開発（R4～）
- 令和3年度補正予算「ウィズコロナにおけるオンラインを活用した日本語教育のための実証事業」（R3～4）

<日本語教育人材の養成・研修>

- 大学等の日本語教師養成課程の開設・改善支援（R1～）
- 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修（R5～）
- 「生活」「就労」「留学」「児童生徒」「難民等」「海外」「中堅」「コーディネーター」分野別日本語教師育成のための現職者研修プログラムの開発・普及（R1～）

<地域日本語教育の体制づくり>

- 都道府県・政令指定都市による「地域日本語教室」開設、地域日本語教育コーディネーター配置、研修等の日本語教育の総合的な体制づくりを推進
（令和5年度は54団体を採択）（R1～）
- 日本語教育空白地域解消の推進アドバイザー派遣
- 日本語学習教材（ICT）の開発（17言語）・活用セミナー実施（R1～）

<日本語教育の基盤整備・調査研究>

- 教材等の一元的な情報発信を行うポータルサイトの運用
- 日本語教育大会の開催
- 日本語教育に関する実態調査 など

<難民・避難民等への日本語教育>

- 条約難民、第三国定住難民への日本語教育
- 補完的保護対象者への日本語教育（改正入管法）
- ウクライナ避難民への日本語教育

さらに、日本語教育の水準の維持向上を図るための新たな制度を創設

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（R6.4 施行）

日本語教師の資格及び日本語教育機関の認定制度の創設 等

- ①日本語教育機関の認定制度の創設
・文部科学大臣の認定、認定機関の情報の多言語配信、段階的な是正措置 等
- ②認定日本語教育機関の教員（登録日本語教員）の創設
・日本語教員試験の実施、実践研修、養成課程修了者の試験免除、養成研修機関の登録制度 等
- ③外務、法務、厚労、経産、総務省等との連携による制度活用促進

「日本語教育の参照枠」(文化審議会:令和3年10月まとめ)

1. 「日本語教育の参照枠」取りまとめの背景

近年、世界中で国境を越えた人の移動が進む中で、複数の場所や教育機関の間を移動しながら日本語を学ぶ方々が増えてきた。

また、進学や就職、在留資格を得るために日本語能力の証明が求められるようになってきている。

→ 「日本語教育の参照枠」をとりまとめ

- ・国内に在留する外国人 : 約297万人 (令和4年6月末)
- ・国内で就労する外国人 : 約173万人 (令和3年10月)
- ・海外における日本語学習者 : 約379万人 (令和3年)



2. ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) とは

- ・欧州評議会によって2001年に公開され、**40もの言語に翻訳**
- ・言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、**教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。**
- ・ヨーロッパ各国では、移民や労働者の受け入れのための**言語能力の判定試験の基準にも用いられている。**
- ・アジアにおいてもCEFRのレベルに基づいた各国語能力の判定試験が**実施されている。**

⇒「日本語教育の参照枠」は、**国際通用性が高く、共通の指標で日本語能力を測ることが可能。**

3. 「日本語教育の参照枠」の理念

1 日本語学習者を社会的存在として捉える

- ・学習者は「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。

2 言語を使って「できること」に注目する

- ・言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

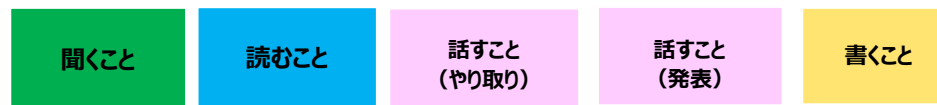
3 多様な日本語使用を尊重する

- ・学習者の目的に応じた学習目標の設定を重視する。
- ・必ずしも全て学習者に母語話者と同等の日本語能力を求めない。

⇒**共生社会の実現に寄与することを目的とした日本語教育**

4. 日本語能力の五つの言語活動 (技能)

- ・従来の言語の四技能 (聞く、読む、話す、書く) のうち、**話すを「やり取り」と「発表」に分け、6レベル (A1~C2) で整理。**



- ・五つの言語活動ごとに、日本語での行動を「～できる」という形で示した言語能力記述文 (Can do) を用いて **学習目標を言語知識ではなく、具体的な行動として提示。**

【話すこと (やり取り) : A2レベル】

ごみの捨て方や喫煙できる場所など**地域でのマナーについて、短い簡単な言葉で近所の人に質問したり、質問に答えたりすることができる。**

【話すこと (やり取り) : B1レベル】

近所の人とごみの出し方などの**問題が生じたとき、自分のごみの出し方についてある程度詳しく状況を説明し、苦情に対応することができる。**

(参考) 「日本語教育の参照枠」 (日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの)

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す(やりとり・発表)」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文 (Can do) を示すもの。

- **日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針** (令和2年6月23日 閣議決定)
 「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある (p.9)」

全体的な尺度 (抜粋)

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関するよく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版(追補版)の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

日本語教育機関の習得レベル(イメージ)

全体的な尺度 (日本語参照枠)

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

現状：全体約2800機関、学習者約22万人

* ボランティアによる日本語教室含む(R4文化庁調べ)

機関数の割合

- ・法務省告示校25.2%
- ・大学等19.8%
- ・国際交流協会12.7%
- ・地方公共団体11.0%
- ・教育委員会7.9%
- ・任意団体等23.4%

学習者数の割合

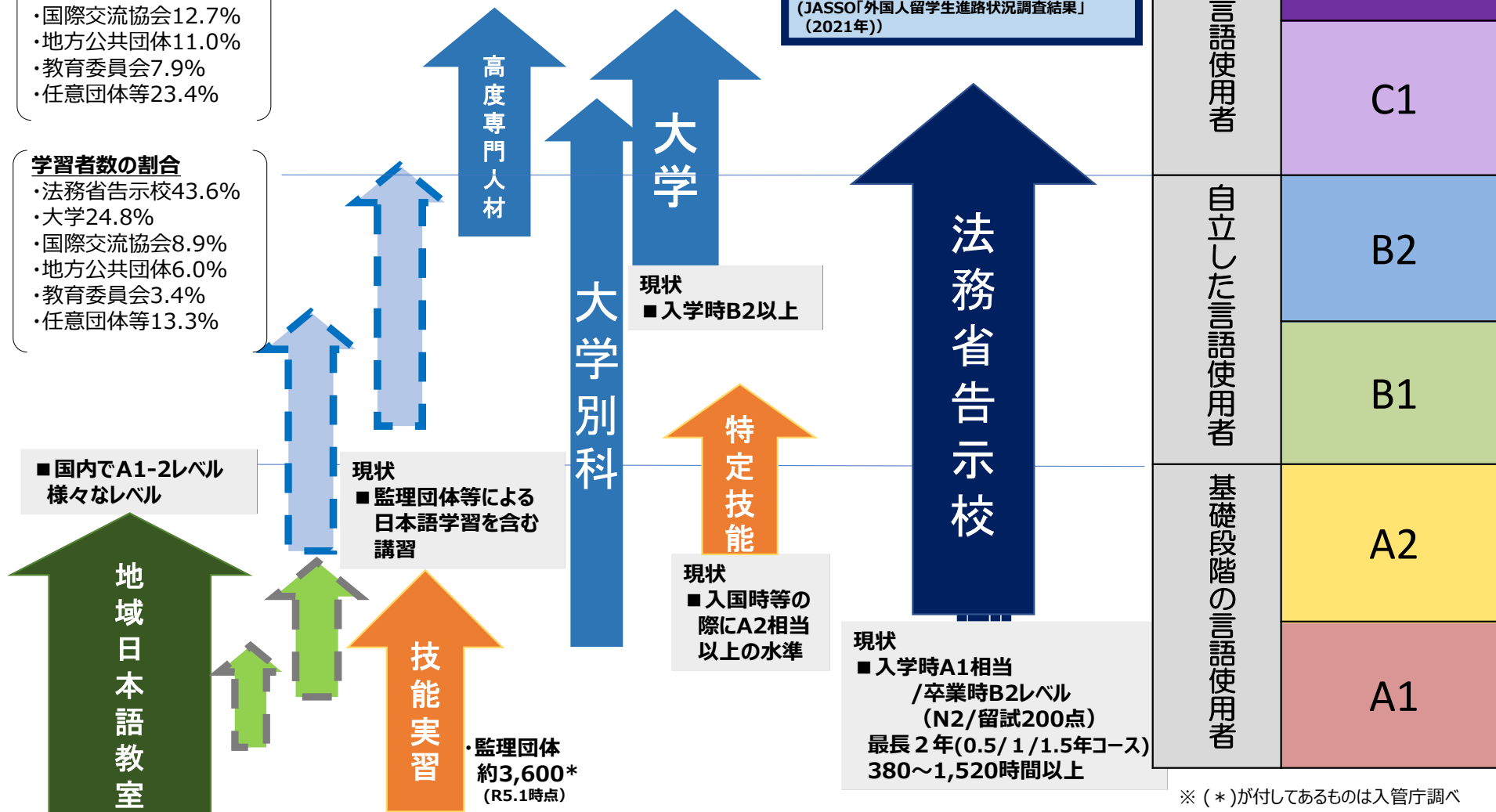
- ・法務省告示校43.6%
- ・大学24.8%
- ・国際交流協会8.9%
- ・地方公共団体6.0%
- ・教育委員会3.4%
- ・任意団体等13.3%

※コロナ前の令和元年：約28万人

現状 822施設* (R4.11.15時点)

- 進学：79.4%
- 就職：9.0%
- 帰国等：11.6%

(JASSO「外国人留学生進路状況調査結果」(2021年))



※ (*)が付してあるものは入管庁調べ

登録日本語教員の筆記試験・実践研修と求められる資質・能力の対応関係（イメージ）

I. 日本語教員試験

（日本語教育に関する必要な知識及び技能を確認）

【基礎試験】

日本語教育に関する基礎的な知識及び技能

〈試験構成イメージ〉

【3領域】

- ・社会・文化・地域に関わる領域
- ・言語教育に関わる領域
- ・言語に関わる領域

→ 【5区分・15下位区分】

→ 【「必修の教育内容」50項目】

【登録日本語教員養成機関】において養成課程修了した者（基礎試験免除）

※基礎的な知識・技能は、一定期間の学習を行った者であれば、習得されると考えられるため、指定を受けた養成課程の修了をもって基礎試験の免除を想定

【応用試験】 日本語教育に必要な知識及び技能の応用

実際に日本語教育を行う際の現場対応や問題解決を行うことができる知識及び技能の応用



II 実践研修（実務に必要な教育実践の経験）

登録後に円滑に認定日本語教育機関で日本語教育を行うことができるようにするため、登録の要件として、一定の教育実践の経験を求める。

日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成31年3月4日）に基づき作成

3領域（「社会・文化」、「教育」、「言語」）

5区分（「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」）

日本語教師の養成段階に求められる「必須の教育内容」50項目

【社会・文化・地域】

- (1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生 (4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情

【言語と社会】

- (8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」 (10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現 (12)言語・非言語行動 (13)多文化・多言語主義

【言語と心理】

- (14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程 (17)学習ストラテジー (18)異文化受容・適応 (19)日本語の学習・教育の情意的側面

【言語と教育】

- (20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践 (22)教室・言語環境の設定 (23)コースデザイン (24)教授法 (25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画 (28)教育実習 (29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力 (31)目的・対象別日本語教育法 (32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育 (35)日本語教育とICT (36)著作権

【言語】

- (37)一般言語学 (38)対照言語学 (39)日本語教育のための日本語分析 (40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記 (42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系 (44)日本語教育のための意味体系 (45)日本語教育のための語用論的規範 (46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力 (49)対人関係能力 (50)異文化調整能力

※上記50項目のうち、下線部分は「日本語教育の参照枠（報告）」（令和3年10月12日）の内容を特に考慮することを想定。

※登録日本語教師養成機関では、養成課程の一部として実践研修を実施

今後の主な論点と方向性（案）

<認定日本語教育機関>

○日本語教育機関の認定

→ 機関が設置する課程の目的に応じ、「留学」、「就労」、「生活」の教育課程を認定。

（日本語習得レベルは、日本語教育の参照枠「留学」をB2相当以上、「就労」「生活」をB1相当以上）

→ 「就労」、「生活」の課程は、教職員の体制、修業期間等について、ニーズや特性を考慮した基準として検討。

○教育内容の確認について

→ 教育課程の目標設定等のためのコアカリキュラム（仮称）、その他、確認にあたって必要な観点など、審議会において検討、とりまとめ予定。それらを踏まえ、教育課程の体系性、担当教員等を確認。

→ 「聞く」・「読む」・「話す（やりとり）（発表）」・「書く」の5つの言語活動の実施を求める。

○在留資格「留学」による生徒受入れの在留管理上の対応について

→ 法務大臣への認定基準の策定協議等を通じて、在留管理上の基準の遵守を求める。

→ 教育活動継続が困難な事態等を想定した対応を検討（関係省庁連携による対応、生徒の転学支援の方針等を含む）。

○経過措置について

→ 法務省告示校、大学別科等の一定の経過措置期間と、具体的な対応の在り方を検討。

○多言語情報発信サイトの構築

→ 情報掲載サイトの構築・検証（令和5年度から実施。認定、登録などの申請受付システム機能など）

<登録実践研修機関、登録日本語教員養成機関、登録日本語教員>

○日本語教員試験について

→ 試行試験の実施(令和5年冬/試験問題開発・システムの検証)、指定試験機関の指定 など

○登録実践研修機関について

→ 大学、日本語学校等の養成機関が「登録実践研修機関」となる要件として、科目、指導時間数、指導者の資格・経験等を確認 など

○登録日本語教員養成機関について

→ 養成課程の目標設定等の参考となるコアカリキュラム（仮称）を策定 など

→ 養成機関の特色を踏まえながら、養成課程の体系性、担当教員等を確認。

○登録日本語教員について → 登録等の諸手続き等について具体化。

※ 平成31年文化審議会報告「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」を踏まえ、必要な資質・能力を検討・提示。

○登録日本語教員の経過措置について

→法務省告示校、大学別科等の日本語教員は経過措置期間（5年）は認定機関で勤務可とする。

→現行の告示基準を満たす現職教員や、一定の要件を満たす大学等の養成課程を修了した者に対し、講習も活用しつつ、試験の全部又は一部や実践研修を免除する。 など

<制度活用促進、体制強化>

○制度活用促進のための方策の具体化

→ 認定機関、登録日本語教員の活用を施行時期にあわせて順次、具体化

○日本語教育の政府における体制強化 → 関係省庁が一体となって制度運用を進める体制を整備

「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

- 新たな法案「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下、各省庁の制度・事業等の枠組みにおいて、認定日本語教育機関等の情報を、地方自治体、外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築**し、「留学」、「生活」、「就労」の各分野において、教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進。

※ ○ は制度・施策の主務官庁

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

法務省

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

文科省

法務省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

外務省

文科省

教育関係

○外国人のこどもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

文科省

外務省

就労・生活関係

○「技能実習」「特定技能」制度における活用

法務省

厚労省

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

文科省

法務省

厚労省

- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携

法務省

- ・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供

厚労省

- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供

総務省

- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供

経産省

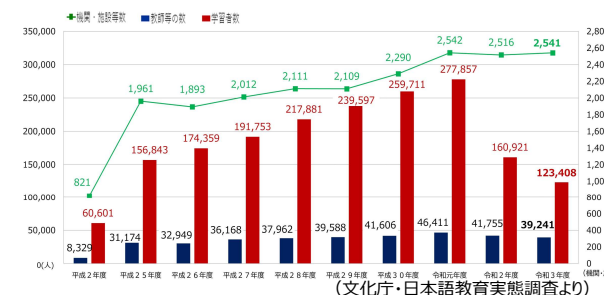
背景・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。

文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(改定版・平成31年3月)において、多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言された。これを踏まえ、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュラムの開発事業を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施。日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、日本語教師の養成・研修を担う高度な専門人材の育成や、潜在的な日本語教師復帰に資する取組を時限的に実施。

- ◎外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年6月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂)
- ◎日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月閣議決定)

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



事業内容

(1)日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 60百万円(新規)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
 - 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。
 - 対象機関：大学・大学院等専門機関
 - 件数・単価：6箇所×約1,000万円(令和5年度は全国6ブロック6箇所を予定)
- ※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施(15百万円)



(2)現職日本語教師研修プログラム普及事業 170百万円(174百万円)

- 目的：日本語教師が不足している下記①～⑨の研修を専門にて実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
 - 内容：審議会報告に基づき開発された優良研修モデルを全国6ブロックで実施。
- 【初任日本語教師研修】
①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外
- 【中堅以上コーディネーター研修】
⑦中堅日本語教師(3～10年目)
⑧主任日本語教師
⑨地域日本語教育コーディネーター
- ※⑩日本語学習支援者研修はR4で終了、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」で対応
- 実施機関：日本語教師養成専門機関



(3)日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 20百万円(新規)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを終了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。
 - 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。
 - 件数・単価：1箇所×約2,000万円(令和5年から開発に着手し法施行後4年間実施予定)
 - 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関
- ※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(15百万円)(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施



アウトプット(活動目標)

- ・現職日本語教師の研修事業の全国展開
- ・潜在日本語教師の復帰促進
- ・日本語教師養成研修担当人材の育成強化

アウトカム(成果目標)

- ・優良な養成・研修の全国的な普及
- ・日本語教師の増加及び各分野における活躍
- ・域内の日本語教育ネットワーク拠点

インパクト(国民・社会への影響)

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

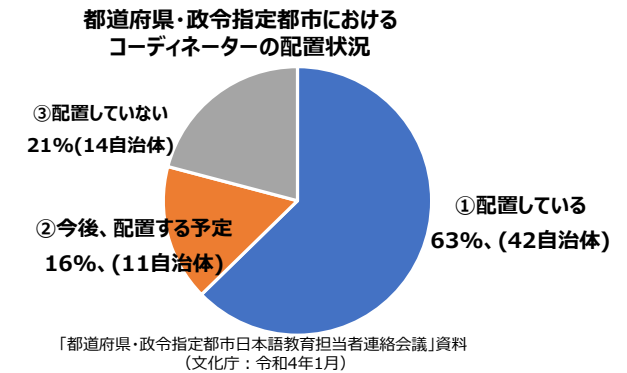
令和5年度予算額
(前年度予算額)

600百万円
500百万円)



背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
- 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施について対応が十分でないなどの課題がある。
- 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、令和4年度中に「生活Can do」を公開予定。「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性が示された。
* 日本語教育の水準の維持向上を図るための日本語教育機関の認定制度等については、「生活」に関する教育を行う機関も対象として、令和6年4月施行予定。



事業内容

1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】

対象：都道府県・政令指定都市 補助率：1/2【最大2/3】 件数：55件（R4実績48件）

（1）広域での総合的な体制づくり

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
 - 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
 - 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置
- 地域日本語教育
コーディネーターの人数増

（2）地域の日本語教育水準の向上

- 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- 「生活」に関する教育課程を置く機関の設置または連携に向けた準備のため行う、以下のような日本語教育
 - 「日本語教育の参照枠」、「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されたレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援【市町村向け間接補助分：特別交付税措置】

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

※(2)②を実施する団体に対する補助率加算【最大2/3】

2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催

アウトプット（活動目標）

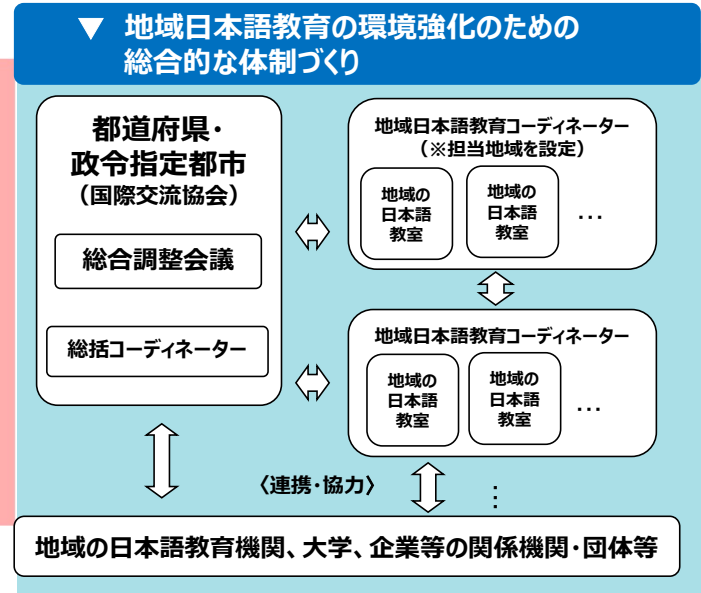
- 地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進
- 本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

アウトカム（成果目標）

国内に居住する外国人の日常生活に必要な日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。
（日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定）

インパクト（国民・社会への影響）

- 外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- 日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
- 日本語教室が、外国人にとって、日本語学習のみならず地域での生活を知る場、地域社会との接点、セーフティネットとして機能する



令和5年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体 所在地

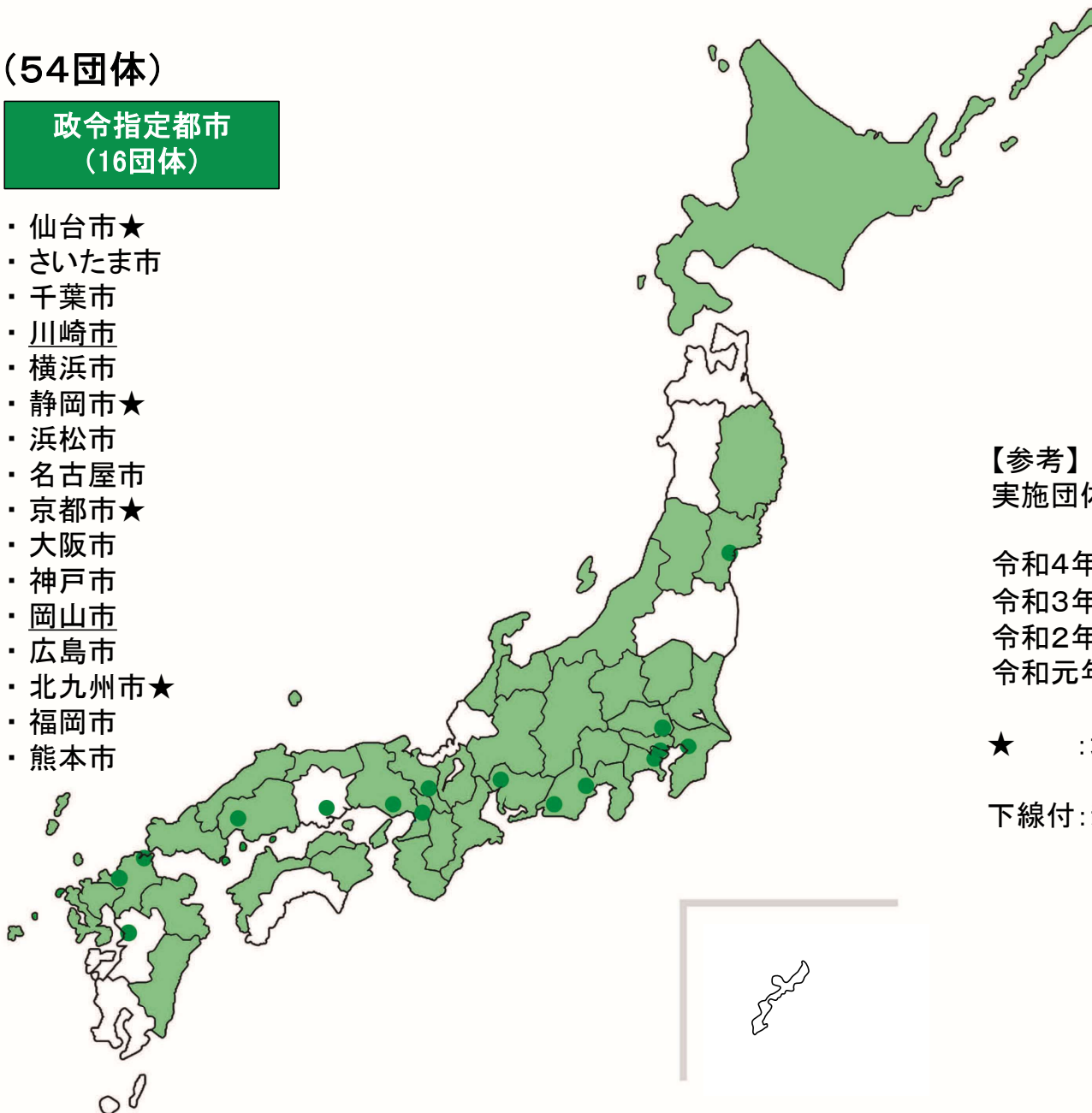
第1次採択(54団体)

都道府県 (38団体)

政令指定都市 (16団体)

- ・ 北海道
- ・ 岩手県
- ・ 宮城県
- ・ 山形県
- ・ 茨城県
- ・ 栃木県
- ・ 群馬県
- ・ 埼玉県
- ・ 千葉県
- ・ 東京都
- ・ 神奈川県
- ・ 新潟県
- ・ 富山県
- ・ 石川県
- ・ 山梨県
- ・ 長野県
- ・ 岐阜県
- ・ 静岡県
- ・ 愛知県
- ・ 三重県
- ・ 滋賀県
- ・ 京都府
- ・ 大阪府
- ・ 兵庫県★
- ・ 奈良県
- ・ 和歌山県
- ・ 鳥取県
- ・ 島根県
- ・ 広島県
- ・ 山口県
- ・ 徳島県
- ・ 香川県
- ・ 愛媛県
- ・ 福岡県
- ・ 佐賀県
- ・ 長崎県
- ・ 大分県
- ・ 宮崎県

- ・ 仙台市★
- ・ さいたま市
- ・ 千葉市
- ・ 川崎市
- ・ 横浜市
- ・ 静岡市★
- ・ 浜松市
- ・ 名古屋市
- ・ 京都市★
- ・ 大阪市
- ・ 神戸市
- ・ 岡山市
- ・ 広島市
- ・ 北九州市★
- ・ 福岡市
- ・ 熊本市



【参考】 実施団体数

令和4年度	48団体
令和3年度	42団体
令和2年度	35団体
令和元年度	17団体

★ : 地域国際化協会
が応募
下線付: 新規応募団体

「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

令和5年度予算額
(前年度予算額)

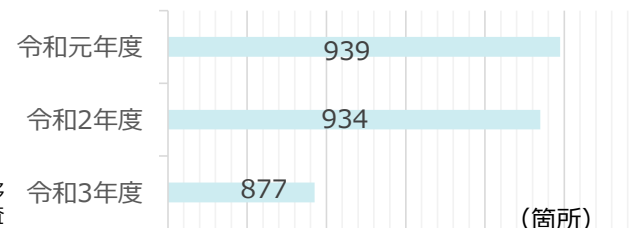
153百万円
132百万円)



背景・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は877である（令和3年11月現在）。その地域に在住する外国人数は178,403人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。

日本語教室がない地方公共団体の数の推移
(出典) 文化庁日本語教育実態調査



事業内容

1 地域日本語教育スタートアッププログラム

- 日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした、以下の支援を行う。《令和5年度件数》 24件（前年度：30件）

▼ アドバイザー派遣の支援

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

指導者養成プログラムの開発、実施に対する支援

カリキュラム・教材の開発に対する支援

教室運営の安定化に向けた支援

専門家チームによる3年サポート

地方公共団体による取組

日本語教育を行う人材の育成

日本語教室の開設（試行）

日本語教室の運営

▼ 日本語教室の開設・安定化に向けた支援

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、教材作成等に係る経費を支援

2 ICT教材の開発・提供 拡充



▼ 日本語学習サイト 「つながるひろがる にほんごでのくらし」 (通称：つなひろ)

- 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
- 対応言語 17言語（令和4年度末）

中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語

- 令和5年度は、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語（フランス語）を追加予定。

3 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会

- 日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催
- 域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

アウトプット（活動目標）

- ・市区町村の日本語教室新規開設
- ・空白地域解消推進セミナー等の開催による実践事例の共有
- ・ICT教材の拡充による学習機会の広範的提供

アウトカム（成果目標）

- ・ICT教材の活用により、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会が提供されること。
- ・日本語教室開設のノウハウが共有され、安定した日本語教室の開設が普及すること。

インパクト（国民・社会への影響）

- ・地域に日本語教室が開設し、ICT教材で外国人住民が日本語を習得することにより、近隣住民とのコミュニケーションが円滑になる。
- ・外国人が地域住民として地域社会へ参画することが増え、外国人の受入れが円滑になるとともに、ダイバーシティ効果により地域が活性化する。

生活に必要な日本語を『見て・聞いて』学べる動画コンテンツ

<p>レベル1</p>	<p>シーン1 あいさつをしよう</p> <p>シーン2 身近なものを買ってみよう</p> <p>シーン3 売り場や値段をきいてみよう</p> <p>シーン4 ほしいものを選んで買ってみよう</p> <p>シーン5 お店のの人に希望を伝えてみよう</p> <p>シーン6 レストランへ行ってみよう</p>	<p>シーン7 宅配便を利用しよう</p> <p>シーン8 電車に乗ってみよう</p> <p>シーン9 道をきいてみよう</p> <p>シーン10 銀行を利用しよう</p> <p>シーン11 住民としてのマナーを理解しよう</p>
<p>レベル2</p>	<p>シーン1 場面に応じたあいさつをしよう</p> <p>シーン2 お店のサービスを利用してみよう</p> <p>シーン3 お店を選んでみよう</p> <p>シーン4 いろいろなお店を利用しよう</p> <p>シーン5 上手に買い物しよう</p> <p>シーン6 自治会に入ってみよう</p> <p>シーン7 イベントに行ってみよう</p>	<p>シーン8 病院に行こう</p> <p>シーン9 緊急のときは、助けをもとめよう</p> <p>シーン10 役所に行こう</p> <p>シーン11 図書館に行ってみよう</p> <p>シーン12 ハガキを送ってみよう</p> <p>シーン13 インターネットや電話を利用しよう</p>
<p>レベル3</p>	<p>シーン1 薬局を利用しよう</p> <p>シーン2 防災について考えよう</p> <p>シーン3 引っ越し先を探そう</p> <p>シーン4 引っ越しの準備をしよう</p>	

レベル1

シーン2 身近なものを買ってみよう

スーパーマーケットで買い物をするとき使う日本語を学びましょう。商品の売り場を聞いたり成分について聞いたり、支払いをするときの表現を学ぶことができます。



2-1. OOはどこですか。



2-2. これ、おさがはいっていますか。



2-3. OOえんになります。

レベル2

シーン8 病院に行こう

病院やクリニックを利用するとき使う日本語を学びましょう。受付での必要な手続きや医師の診察、薬の処方を受けたりすることができるようになります。



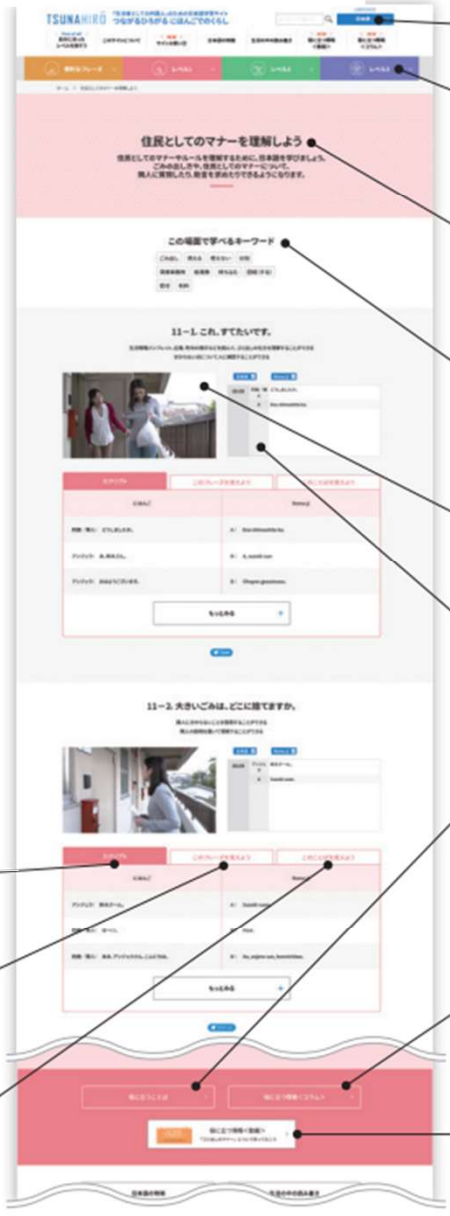
8-1. かぜをひいたみたいです。



8-2. おふるんはいってもいいですか。



8-3. こちらがしょうぼうせんになります。



- 言語選択**
- レベル選択**
自分に合ったレベルで学べるようレベル分けされています。
- テーマ・目標**
それぞれのシーンにおけるテーマ・目標を提示します。
- キーワード**
このページで学ぶことができるキーワードを提示します。
- 動画**
テーマに応じた動画を掲載しています。
- 字幕**
動画に合わせてセリフが表示されます。日本語、ローマ字、外国語から字幕を選ぶことができます。
- 役に立つことば**
それぞれのシーンで取り上げられたことばに関連する、役に立つことばを一覧で見ることができます。
- 役に立つ情報<コラム>**
日本に在住する外国人の方にテーマに関する経験について尋ねたインタビュー記事を掲載しています。
- 役に立つ情報<動画>**
学習テーマに関連して知ると役に立つ情報の動画を視聴することができます。

- ◇ 使い方ガイドブック等の作成、活用促進のため、広報ツールを作成・公開
 - ・使い方ガイドブック
 - ・パンフレット、ポスター
 - ・広報用動画